

会 長	理事	センター所長	事務局長	検査員	事務職員	担 当

畜 第 5 3 5 号

伺) 本内容を本会HPに掲載してよろしいか

令和 5 年 8 月 23 日

一般社団法人岩手県獣医師会会長 }  
 岩手県家畜人工授精師協会会長 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の遵守の徹底について

このことについて、農林水産省畜産局畜産振興課長から別添のとおり通知がありましたので、貴会会員の家畜人工授精師及び獣医師等に対し、家畜改良増殖法を遵守するよう、改めて指導をお願いします。

記

1 発生事案の概要

- (1) 家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵の譲渡時から1～4週間後にその家畜人工授精用精液証明書又は家畜体外受精卵証明書を送付していたもの。
- (2) 本来添付すべきものと異なる家畜人工授精用精液証明書を添付した家畜人工授精用精液の譲渡が行われたもの。

2 その他

なお、家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する通知については、以下の農林水産省ホームページを御確認ください。

【[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/wagyu\\_tuuti.html](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/wagyu_tuuti.html)】



担当  
 岩手県農林水産部畜産課 川畑  
 TEL 019-629-5725  
 FAX 019-623-0201

5 北生第 776 号  
令和 5 年 8 月 7 日

岩手県農林水産部長 殿

東北農政局生産部長

家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の  
遵守の徹底について（協力依頼）

平素より、畜産行政の推進に御理解、御尽力をいただき、お礼申し上げます。

このことについて、農林水産省畜産局畜産振興課長から別添のとおり通知がありました  
ので、貴県内の家畜人工授精所等の関係者に対する指導の徹底について、特段の御協力を  
お願いします。



5 畜産第 903 号  
令和 5 年 7 月 28 日

東北農政局生産部長 殿

畜産局畜産振興課長

家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の  
遵守の徹底について

今般、家畜人工授精用精液又は家畜体外受精卵の譲渡時から 1～4 週間後にその家畜人工授精用精液証明書又は家畜体外受精卵証明書を送付していた事案及び本来添付すべきものと異なる家畜人工授精用精液証明書を添付した家畜人工授精用精液の譲渡が行われた事案が判明しました。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）では、第 14 条第 1 項及び第 2 項により、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書が添付されていない家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵の譲渡や注入等を禁止しています。このことについては、「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和 4 年 6 月 24 日付け 4 畜産第 720 号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）等により、家畜人工授精用精液等とその証明書の一体的な取扱いによる家畜改良増殖法の遵守の徹底を図っているところです（別添参照）。

ついては、改めて、貴農政局管内の都道府県に対し、管内の家畜人工授精所等への家畜改良増殖法の遵守に係る指導の徹底を図るよう依頼願います。

【別添】

家畜人工授精用精液等とその証明書の一體的な取り扱いによる  
家畜改良増殖法の遵守の徹底に関する通知

- 1 「家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の遵守の徹底について」（令和4年6月24日付け4畜産第720号農林水産省畜産局畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-20.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-20.pdf)）記 1 家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取扱いについて（家畜改良増殖法第13条及び第14条関係）
- 2 「家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の一體的な取り扱いの確実な実施について」（令和3年1月22日付け2生畜第1665号-1農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-2.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-2.pdf)）
- 3 「家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について」（令和元年7月26日付け元生畜第441号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）（[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu\\_tuuti-9.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/attach/pdf/wagyu_tuuti-9.pdf)）記（1）「家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理」